

誓 約 書

年 月 日

服部緑地スマイルパートナーズ
服部緑地管理事務所長 様

住 所

団体名

氏 名

この度、都市公園内施設使用及び行為許可申請につき許可になりました際は、下記の条項を遵守承諾し、服部緑地における公園施設（以下、「施設」という。）の管理に支障をきたさないよう十分留意すると共に、万一、服部緑地管理事務所（以下、「管理事務所」という。）または第三者に損害を及ぼした場合には全て当方においてその賠償の責を負うことを誓約いたします。

記

1. 申請者は、大阪府都市公園条例等の関係法令・規則及び施設の入退館等のルールを遵守し、常に善良な使用者としての注意と責任をもって、申請趣旨の目的や場所でのみ施設を使用すること。
2. 使用許可期間中、申請者は責任者の所在と連絡先を明らかにし常時連絡がとれる状態にすること。また責任者は施設使用許可証を携帯すること。
3. 使用場所及びその周辺の清掃等を充分に行うこと。また、発生するゴミ（糞尿等含む）は申請者の責任において処理すること。
4. 申請者は、飼育動物類を持ち込む関係者等に対し安全管理の指導と啓発に努めること。
5. 申請者及びその関係者の自家用車及び自動二輪については、必ず公園内の有料駐車場または駐輪場を利用し周辺道路に駐車しないよう周知徹底すること。
6. 申請者の取扱品目・営業行為について許認可を要する場合は申請者の責任において取得し、管理事務所が求めた際に提出できるよう準備すること。
7. 火気・危険物等の使用持ち込みは厳禁とする。但し、必要な許認可を取得済かつ次の全ての対策を講じる場合はこの限りではない。
 - ・区画（キッチンカー）毎に消火器（ABC4型以上）を備置すること。
 - ・使用開始前及び終了時に機器等の安全点検を実施すること。
 - ・短時間でも休憩等でそばを離れるときは必ず火を消すこと。
 - ・ガスボンベはLPG耐圧試験に合格したものを使用すること。また、ゴム管は長さ3m以内とし古くなったものは使用しないこと。
 - ・発電機は火気から離れた位置で使用し、燃料を補給するときは必ず電源を切ること。また、燃料保管は金属容器を使用し直射日光を避ける等適正に管理保管すること。

8. 飲食物の提供にあたっては、保健所等の指示に従い手洗いを徹底し取り扱い品目によって充分加熱する等飲食物の安全と衛生に配慮すること。
9. アレルギー対策として、特定原材料を予め把握し販売する食品の特定原材料を記載した案内を表示すること。
10. 共用部電源は管理事務所の承諾を得た場合に使用できるものとし、延長コードは必ず養生を行い実施場所から養生が目視で確認できる範囲とすること。
11. 申請者の商品・持込什器備品・車両・設備等は申請者が責任をもって管理し、盗難・破損等について管理事務所は一切責任を負わない。また、これらの備品等（管理事務所より貸与し申請者にて敷設した配線コードや水道ホース等を含む）を起因とする事故が発生した場合は、人命救助を最優先に対処すると共に速やかに管理事務所に報告のうえ申請者の責任において解決すること。
12. 出店者情報（屋号・連絡先等）及び商品の返品・返金についての取り扱い等については、来園者及び利用者が理解しやすいよう明確に説明・掲示すること。
13. 来園者等からの苦情・トラブルについては誠意をもって対処し申請者の責任において解決すると共に速やかに管理事務所に報告すること。なお、これに関し管理事務所は一切責任を負わない。
14. 申請者及びその関係者が来園者・近隣に迷惑となる行為をした場合または苦情が発生した場合、管理事務所は申請者にその是正を要求することができ、申請者は是正要求に従わなければならない。
15. 使用中（搬出入含む）に施設・貸借物品の汚損・毀損等が発生した場合は、速やかに管理事務所に報告すると共に申請者の責任において原状回復又はその損害を賠償すること。
16. 申請者は、使用許可期間満了又は使用許可取り消し等により使用を終了した後は、設置物・備品等を速やかに撤去し原状に復するものとし、明け渡しに関して一切主張できない。万一管理事務所が指定する日時迄に申請者が明け渡しを完了しない場合、管理事務所は残置物を任意に処分できるものとし、処分にかかる一切の費用は申請者負担とする。
17. 音響設備等を用いて音声を発する場合は事前に管理事務所に相談すること。また、実施の際は周囲及び近隣の迷惑とならないよう十分配慮すること。
18. 天候及び施設等の事由により管理事務所から使用中止等の指示があった場合は、その指示に従うこと。
19. 災害発生時の避難誘導に際しては管理事務所の指示に従うこと。
20. 申請者における出店者等関係者の個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法その他の法令の定めに従い適切に個人情報を取り扱うこと。
21. 申請者は、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体その他の反社会勢力ではないこと及びその支配・影響を受けていないことを誓約する。万一これに違反する事実が認められた時は管理事務所は即刻使用許可を取り消すこととし、申請者はこれに対する異議を一切主張できない。
22. 申請者及びその関係者が当誓約条項に違反した場合、使用許可期間中であっても管理事務所は使用許可を取り消すことができ、取り消し分の返金は行わない。また、今後も是正が見込めないと管理事務所が判断した場合は取引を停止することがある。

以上